

## 延岡市立西小学校いじめ防止基本方針（H30.3改訂）

延岡市立西小学校

### 1 はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。延岡市立西小学校いじめ防止基本方針（以下、「西小いじめ防止基本方針」とする）は、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 2 いじめに対する理解

#### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する必要がある。

#### (2) いじめの解消の定義

解消の状態は、以下の2つの要件が満たされていることが必要である。

いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。

心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって確認する。

### 3 いじめの防止

#### (1) 学校いじめ防止プログラムの策定（資料1参照）

学校いじめ防止基本方針をもとに、児童や保護者、地域住民の意見を広く取り入れながら、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

#### (2) 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

児童会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や集会を代表委員会で話し合い、実践する。また、思いやりの心を育むための「なかよし集会（異学年交流遊び）」を計画し、上学年が主体的に運営する。

(3) 道徳教育や学級活動の充実を図る。

道徳科や学級活動において、考え、議論することにより、いじめの問題を自分のこととして正面からとらえさせる。

(4) いじめの防止のための学級経営

全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学級経営に努める。また、達成感や充実感を味わわせるための分かる授業や、生徒指導の三つの機能(自己存在感、自己決定の場、共感的人間理解)を取り入れた授業を推進する。

(5) いじめの防止のための啓発活動

P T A総会で保護者に対して、「西小いじめ防止基本方針」について啓発する。

学校ホームページに「西小学校いじめ防止基本方針」をアップロードし、学校外部に啓発する。

(6) いじめの防止のための地域との連携

いじめの撲滅のための作文や標語を作成させ、恒富西地区の青少年協議会及び社会福祉協議会主催の「青少年意見発表会」で披露させる。

#### 4 いじめの早期発見

(1) アンケートや教育相談の実施

毎月「悩みアンケート」を、12月に県のアンケートを全児童実施する。

5月と11月に保護者対象のアンケートを実施する。

アンケートはいじめの発見に有効ではあるが、100%信用するのではなく、気になる記述がなくても、いじめはないと安易に判断しないようにする。

悩みアンケートの記述で気になる児童に対して教育相談を行う。また、県のアンケートで「現在もいじめが続いている」と回答した児童に対しては、早急に対応する。

毎学期3時間(年間9時間)教育相談を行う。

(2) 相談窓口の周知

相談窓口として、宮崎県教育研修センターに加え、延岡市青少年育成センターやオアシス教室についても児童や保護者に周知する。

(3) いじめに対する教職員の意識の向上(資料3・4参照)

いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識の下、常にアンテナを高くして児童のささいな変化を見逃さないよう観察する。

(4) 教職員の資質の向上

毎学期行う生徒指導研修会において、カウンセリング能力等の向上のための研修を実施し、いじめを早期に発見する能力を高める。

(5) 家庭との連携の強化（資料4参照）

「理由が不明確な場合、1日欠席したら電話連絡、3日欠席が続いたら家庭訪問、5日欠席が続いたら対策会議」を原則とし、対応が遅れることがないように常に家庭との連携を図っておく。

(6) ネット上のいじめへの対策

ネットいじめの相談を受け付けるために設けている投稿サイト（教育ネットひむかの『ネットいじめ目安箱』）を周知する。

情報モラル教育の充実を図る。（警察や中・高校生による講話等、内容を工夫する。）

12月に実施する県のアンケートによって携帯電話やインターネット利用に係る実態把握を行うとともに、必要に応じて個別又は全体に指導する。

5 いじめへの対応（資料2、5参照）

(1) あすなる委員会（いじめ不登校対策委員会）の実施 緊急の場合は、特別あすなる委員会を設置する。

組織的な対応

いじめであるかどうかの判断は、学級担任など特定の教職員によるものでなく、ささいな兆候や懸念であっても全てあすなる委員会に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行う。対応不要であると個人で判断することがないようにする。

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年主任及び学級担任で構成する。

関係機関との連携

心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断する時は、延岡市教育委員会（以下、教育委員会とする）に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を要請する。

被害児童、加害児童及びその保護者への対応（資料2参照）

被害児童に対しては、「絶対に守り抜くので、安心して学校生活を送るように」と指導する。場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談を設定する。また、その保護者に対しては、事実及び今後の対応を説明し、安心して児童を学校へ登校させてほしいことを伝える。

加害児童に対しては、「いじめは深刻な人権侵害であり、絶対に許されない」ということを指導する。反省する様子が見られないなどの場合には、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの面談の設定も考慮する。また、場合によっては、被害児童を守り抜く手立てとして、別室での学習や出席停止（学校教育法第35条）の措置を講ずる。さらに、その保護者に対して、事実及び児童の今後の指導方針について説明し、理解してもらうとともに必要があれば、専門機関からの家庭への支援を行う。

被害児童の保護者と加害児童の保護者がもめることがないように、専門機関と連携しながら学校が間に入って、適切な対応を講ずる。

## (2) 重大事態の場合の対応

### 重大事態に該当する例

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合でも迅速に調査に着手する。

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、調査等に当たる。

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

調査主体は、教育委員会と協議して、学校主体で行うか、教育委員会主体で行うか判断する。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

被害状況によっては、警察に通報する。

第三者委員会による再調査があった場合には、全面的に協力する。

マスコミ対応については、窓口を一本化する。情報の公開については、被害児童及び加害児童の人権を最大限に考慮し、教育委員会と常に連携しながら慎重に行う。

P T A会長、学校評議員とも協議し、再発防止のための臨時のP T A総会を行う。

本基本方針の施行日は、平成30年4月1日とする。